

# 9月は消費者啓発強化月間

市は、毎年9月を「消費者啓発強化月間」と定め、悪質商法や振り込み詐欺などに対する注意喚起や、消費者意識の高揚を図るため、啓発イベントを開催します。

詳しくは、まちづくり推進課（☎47-8543）へ。

## ◆消費者啓発イベント「楽しく知ろう！消費生活」

- \*とき／9月16日(月・祝) 午前11時30分～午後0時30分
- \*ところ／アクアウォーク大垣1階アクアコート(林町)
- \*内容／寸劇グループ「つくしんぼ」による寸劇や消費生活クイズ大会、消費生活啓発チラシとグッズの配布など

## ◆悪質商法対策の出前講座(要予約)

自治会や各種団体の会議などに、職員が出向き、悪質商法に関する出前講座を行います。この機会にぜひご利用ください。

\*申込／市民活動推進課（☎47-7169）へ

早めの相談を！

もし悪質な訪問販売や電話勧誘販売など、「被害に遭った」、「おかしいな…」と思ったら、市役所仮庁舎・職員会館2階の消費生活相談室（☎75-3371）に、早めにご相談ください。

# 住民票などの第三者交付時 本人へ通知します

希望者は登録を！

本人通知制度は、住民票や戸籍謄本などを本人以外の第三者へ交付したときに、登録者本人に対してその事実を通知する制度で、住民票などの不正請求や不正取得による個人の権利侵害の抑止や防止を目的としています。

この制度を利用するには、事前登録が必要です。登録有効期間は3年間で、期間の延長を希望される人は、登録期間満了日の1か月前から更新手続きができます。自動更新はされませんので、ご注意ください。

- ▶登録できる人／大垣市に住民票または戸籍がある人(過去にあった人を含む)
- ▶通知を行う時／委任状による代理人請求や特定事務受任者(弁護士や司法書士など)の職務上請求により登録者の住民票や戸籍謄本などを交付した時(裁判・訴訟手続きなどによる請求や、国・地方公共団体からの請求などは除く)
- ▶申請方法／運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認できるものを持参し、窓口サービス課へ
- ▶問合せ／同課証明・庶務グループ（☎47-8759）へ

# 心身障害者医療費助成制度 受給者証の更新

市は、心身障害者医療費助成制度の対象者(下表)に、新しい受給者証と更新申請書を、9月中旬に発送します。郵送された申請書は、必要事項を記入・押印のうえ、窓口サービス課へ提出してください。



窓口での申請は混雑が予想されますので、申請書は、同封の返信用封筒で郵送してください。

なお、現在ご利用の受給者証の有効期限は、9月30日です。10月1日以降は、新しい受給者証を医療機関で提示してください。また、有効期限の切れた受給者証は、細断し、ご自身で破棄してください。

\*問合せ／窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）へ

対象者
身体障害者手帳(1~3級)、療育手帳(A1~B1)、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)のいずれかをお持ちの人 ※本人、配偶者、扶養義務者などに所得制限あり

# 上・下水道利用の 開始と中止の連絡はお早めに

引越しなどで上・下水道の使用を開始または中止するときは、申し込みが必要です。日程が決まりましたら、早めに水道課（☎71-8848、平日の午前8時30分から午後6時まで）へ連絡してください。



また、使用開始・中止する1か月前から3営業日前までの期間で、インターネットによる申し込みも可能。市HPの「水道等開始・中止申込専用ページ」からお申し込みください。

詳しくは、水道課（☎71-8848）でお尋ねください。

▶申込専用ページ運営／大垣市水道料金等業務委託受託者「ヴェオリア・ジェネッツ㈱」



携帯電話用



スマートフォン用

# 空き家の発生を 抑制するための特例措置

空き家の譲渡所得から3,000万円特別控除されます

## 制度の概要

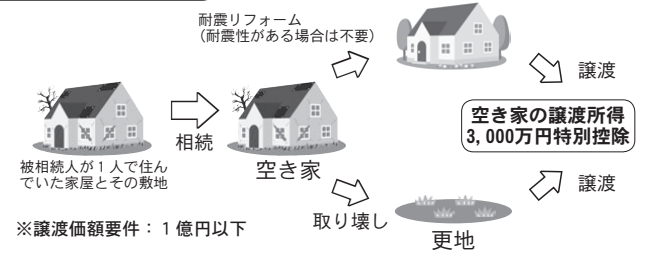
旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に建築)の家屋(空き家)を相続した場合に、相続発生から3年後の年末までに、耐震リフォームまたは取り壊した後の土地を譲渡した場合には、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円が特別控除されます(適用期間:平成28年4月1日~令和5年12月31日)。

加えて、これまでは相続の開始直前において、被相続人が譲渡の対象となる家屋に居住していたことが必要でしたが、平成31年4月1日以降の譲渡においては、被相続人が老人ホームなどに入居していた場合も特例の対象となりました(ただし、一定の要件あり)。

## 譲渡所得税額の計算式

(譲渡価額-取得費※-譲渡費用[除却費等]-特別控除3,000万円)×20%  
※不明の場合、譲渡価額×5%

## 制度のイメージ



## 被相続人居住用家屋等確認書の発行手続き

特別控除を受けるためには、大垣税務署への申告手続きが必要です。税務署へ申告される際には、「被相続人居住用家屋等確認書」が必要となります。この確認書は、相続した家屋などの所在する自治体において発行することになっています。



適用要件や発行手続きについて詳しくは、市HPをご覧くださいか、住宅課（☎47-8184）へ。

空き家 発生抑制

検索